

長野県多文化共生推進指針策定委員会（第3回）議事録

日 時：平成26年12月18日（木）
午後2時30分から4時30分まで
場 所：長野県庁議会棟404・405会議室

1 開 会

○事務局

皆さん、お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。定刻になりましたので、ただいまから「長野県多文化共生推進指針策定委員会」3回目の委員会を開催させていただきます。司会進行は、事務局であります小林が務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それで、初めに資料の確認をさせていただきたいと思いますが、本日の会議資料は、次第の裏面に記載がございますように、資料1が多文化共生推進指針策定委員会報告書（案）でございます。ダブルクリップで一緒にとまっておりますが、下から2枚目になります。資料2、報告書（案）概要、A3の資料のものなんですけれども、資料の一番底を見ていただきたいんですが、下から2枚目が資料2になります。それから一番下の表が資料3で、指針の体系に基づく事業（案）一覧というもので、これもA3の紙でございます。ご確認いただけましたでしょうか。

本日は大雪の都合で、3名の委員さんがご欠席ということでございますけれども、ご了解いただきたいと思います。

それで本日につきましては、お手元に配付してございます次第に従いまして進めてまいりまして、終了は16時30分を予定しておりますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、早速議事に入りたいと思いますが、これより進行は山脇委員長をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

2 議 事

委員会報告書骨子案について

○山脇委員長

それでは、これより議事に入りたいと思います。前回、指針の骨子について委員の皆さんと議論をいたしました。その際いただいたご意見をもとに、今回、委員会としての報告書案を事務局にまとめてもらっています。本日の委員会では、この報告書案をもとに検討を進めていきたいと思います。

では、まず事務局から資料のご説明をいただきたいと思います。その後、委員の皆さんからのご意見をいただきたいと思います。

では、事務局からの説明をお願いします。

○事務局

申しわけございません。先にごあいさつをさせていただかなければいけなかったんですので、先にごあいさつさせていただいて、続いて説明させていただきます。

○白鳥国際課長

すみません、ごあいさつが遅くなりまして。実は県民文化部長が本日出席予定だったんですけれども、急に出張ができてしまいまして出席できなくなってしまいましたので、かわりに、私、国際課長の白鳥のほうからごあいさつをさせていただきたいと思います。

委員の皆様におかれましては、本日は大変大雪が降った中、またご多忙中にもかかわらずご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

また、山脇委員長を初め皆様方には、5月の第1回委員会、9月の第2回委員会にご参加にご協力いただき、これをもちまして、本日、最終回である3回目の会となりました。本委員会では、長野県多文化共生推進指針の策定に当たり、外国籍県民への意識調整や意見交換の結果をもとに、委員の皆様方からご意見をちょうだいしながら現状と課題を整理し、指針の基本目標であるとか、施策目標について検討をしてまいりました。その後、庁内調整会議等において、関係する部課等にご意見を伺いまして、結果について本日まとめた次第でございます。

また、この結果を踏まえて、本日の第3回委員会におきまして報告書案の最終形を事務局よりご説明いたしますので、引き続き委員の皆様方からご意見・ご提案を賜りたいと思っておりますのでございます。

また、指針の策定にかかる今後の予定でございますけれども、本日の会議の内容を反映させた報告書案ということで、これは県の報告書ということにして庁内の各課、特にまた再度、照会意見を聞いて、その後、県民の皆様方にパブリックコメントを実施いたしまして年度内、来年の3月ぐらいには、内容の最終決定を行いたいと考えているところでございます。

そんなことでございますので、本日も活発な議論をしていただきまして有意義な会議となりますとともに、本当に今までに、1、2、3回と皆様方にご出席いただきまして、感謝申し上げます。簡単ではございますけれども、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは引き続き、資料の説明をさせていただきたいと思います。

それでは資料1「長野県多文化共生推進指針策定委員会報告書」というものをごらんいただきたいと思います。

本日の説明につきましては、まず資料1を簡単に説明いたしますけれども、皆様方に先回、それから1回目、2回目にそれぞれご意見を伺って修正をしたところにアンダーラインが引いてございます。この部分を本日はご説明をして、その後、ご意見を賜りたいと思っておりますので、しばらくお時間をいただきたいと思っております。

最初に目次、開いて左側でございますけれども、第3章の多文化共生社会の実現に向けてというところの基本目標から4番の施策体系について、実は体系が少し変わっておりますので、内容等にあわせて目次を修正させていただいたというものでございます。

それから、1ページの第1章の指針の策定に当たっての2番の位置づけでございますけれども、こちらのほうは指針ということなので、いつ見直したらいいかというようなこと

で、5年をめぐりに見直しというようなことで、しあわせ信州創造プランにある云々かんぬんの、社会の変化に対応するため2019年度に見直しを行うということで、5年後に見直しを行うという表現にさせていただきます。

それから2ページの第2章、指針の背景、1番の外国籍県民等を取り巻く環境の(1)については特に変更はございません。

それから(2)の長野県経済の状況について、3ページでございますけれども。これは今まで少し長々書いてございましたけれども、表現を簡潔にしたというようなことで、オリンピックの効果、それからBRICsというブリックスですね、というようなことについての記載がさせていただきます。

それから4ページについては、特に変更はございません。

それから5ページですけれども、2番のこれまでの取組、(1)長野県の取組ということで、下の3行目に、外国籍県民の自立と社会参加に一定の前進が見られ、しあわせ信州創造プランで目標としている「行政と連携して地域で助け合い活動等を行う外国籍県民の団体数」も着実に増加する見込みということで、これは5か年計画に記載した内容について、記載をさせていただきました。

それから6ページの(2)国の取組、(3)自治体の取組の部分、(3)についても次の7ページについて、こちらのほうは、現在、国内では集住都市会議等がございますので、そのことについて記載をさせていただくということと、それから県内の自治体が、飯田市と上田市がこの集住都市会議に参加しておりますので、そのような記載をさせていただいたということと、その下のほうにそれぞれの市町村の、4市のそれぞれ飯田市、上田市、駒ヶ根市、松本市のプランの策定状況について記載をさせていただいているところでございます。

それから8ページへ行きまして、3番の現状と課題の整理でございますけれども、意識から労働についての8ページについては変更はございません。

それから9ページの医療・社会保障の部分でございますけれども、前回、ご指摘がありまして、ここがパーセントとなっておりますので、ポイントということに変更させていただきました。字句の修正でございます。

それから9ページの一番下側なんですけれども、取り組むべき課題ということで、アンダーラインがそれぞれ3つの部分、全部引いてございますけれども、実は前回の委員会の中で、施策体系図の中に、柱を若干調整したほうがいいのかというご意見をいただきましたので、それによって表現が変わってきている。表現が変わったというか、内容はあまり変わらないんですが、位置が変わったりしておりますので、その部分の言葉が変わっているということでございまして、3つの方針については、基本的には変わっていない状況でございます。

それから10ページの第3章、多文化共生社会の実現に向けて、1の基本目標についてでございますけれども、こちら「多様性を活用した豊かな地域を創造します」というようなことで、前回「しなやかな」という言葉を使っていたんですけれども、これが「豊かな」という言葉になったということでございます。

2番の施策目標についても、やはり先ほどの話と同じように、内容等が変わってきておりますので、それぞれ言葉の表現が変わっております。「多様性を活かした地域の創造」、

「誰もが参加できる地域の創造」、「誰もが自立して暮らせる地域の創造」については、このくくりは変わりませんけれども、中の記載方法が若干変わっているということでご理解をいただきたいと思います。

それから、11ページの3番、施策目標を達成するための施策の柱、(1) 多様性を活かした地域の創造ということで、これから先のページは全てアンダーラインが引いてございますけれども、これも体系図を直したということの中でそれぞれ位置が変わったりしておりますので、表現も全体的に変えたということで、アンダーラインを引いてございます。

説明申し上げますと、「多文化共生の意識づくり」の中では、前段については課題がありまして、後段のところでは、多文化共生推進月間を設けるであるとか、外国人の人権啓発活動を展開するであるとか、公民館を活用した生涯学習においても多文化共生の意識づくりを進めるという3つのテーマが入ってございます。

それから、次の「多様性を地域の活力に取り入れる取組の促進」というところでは、課題は記載のとおりでございますけれども、事業者であるとか、市民活動に創意工夫を求めるとか、グローバル人材を積極的に活用した産業を振興するとか、外国籍県民の活動について支援をしますというような表現がございます。

それから「地域間連携の推進」では、多文化共生推進協議会を構成する自治体等との連携であるとか、多文化共生の推進に関する施策についての情報交換を行って、今後の施策の展開を図るといった記載がございます。

それから12ページに行きまして、(2) 誰もが参加できる地域の創造でございますけれども。

最初は「次世代の育成」、重点課題ということでございますけれども。こちらのほうでは、子どもたちへの学習支援を進めるとともに、子どもたちの多文化共生力を高めて、多文化共生社会を担える人材を育成するであるとか、それから「外国籍県民の自助共助活動の推進」のところでは、キーパーソンを育成して、外国籍県民がお互いに助け合い活動を通じて、地域の参加することを推進すると。またネットワークを活用して、緊急情報の提供を行うという記載もございます。

それから「交流機会の創出」でございますけれども。こちらのほうは、長野県の中にも国際課に国際交流がありますけれども、それ以外にも各学校と市町村とのALT (外国語指導助手 Assistant Language Teacher) とか、そういう方がいらっしゃいますので、そういう方々を使ってイベントを開催するであるとか、そういうことを記載してございます。

次の「行政、NPO等の協働の推進」につきましては、行政、それから教育委員会、それから教育機関、事業者、国際交流協会等の団体等は、外国籍県民と連携して、外国籍県民の居場所と出番を創出するとともに、それから、お互いに連携を密にして効果的な施策の展開を図るといった記載がございます。

それから13ページにまいりまして、(3) 誰もが自立して暮らせる地域の創造ですけれども。「日本語学習の支援」ということで、重点でございますけれども、2段落目に、バイリンガル日本語指導者を育成し、日本語学習を積極的に支援すると。また、子どもの一人ひとりの能力に合った学習支援を行いますというような記載がございます。

それから「コミュニケーション支援」につきましては、やさしい日本語を普及するというようなことであるとか、あるいは通訳者の派遣や紹介を行いますというような記載がご

ざいます。

それから次の「生活支援」につきましては、多文化共生くらしのサポーター、これは国際化協会に配置しているわけですが、そういうところの連携であるとか、市町村との連携を図っていくというようなこととか、相談窓口の複数化であるとか、相談内容の充実を図る。また医療通訳については、これは結構、外国籍の皆さんとお話すると、何とかしてもらいたいというようなご希望もございますので、医療機関であるとか、医師会との連携により、あり方を検討していくということでございます。それから、福祉・介護については、関係機関が連携して問題解決に取り組むと。それから労働については、就業に結びつく職業訓練の実施であるとか、日本語教育を推進するというところでございます。

それから最後の「防災体制の充実」でございますけれども、外国籍県民の防災リーダーを育成いたしまして、防災知識の普及を図るとともに、日本語教室であるとか、事業者による積極的な啓発活動を促進するとともに、あと災害が起きたときに、災害訓練であるとか、災害多言語支援センターというようなものを設置し、訓練を実施して、災害が起きたときに備えるというような記載もございます。

それから14ページでございますけれども、施策体系のところアンダーラインが引いてあるところは、こちらの言葉にしたとか、配置する場所が変わったということでございます。

それから15ページの推進体制と役割分担のところでございますけれども、前回、委員会の中で、大学等々については追加したほうがいいのではないかとということで（6）に記載がございまして、それから、小中学校及び高等学校についても記載がございまして、

また（5）の事業者についても記載がそれぞれございまして、これについては前回の議論を踏まえた結果でございますので、確認をいただきたいと思っております。

それから、次に資料2をごらんいただきたいと思っておりますけれども、A3の横になっておりますけれども、これはごらんいただくと、今、ご説明をした多文化共生推進指針について、言葉で書いてあって文字だったんですけれども、もう少し簡単に整理をして、全体を1枚の紙で見えるようにつくったものでございます。

基本的事項については、それぞれ施策の策定の背景というようなことが記載してございます。

それから趣旨のところでございますけれども、この指針については長野県の多文化共生推進の道筋を示して、これによって市町村及びNPO等による多文化共生推進の取組を推進していただくように県は示すということを記載しているものでございます。改定については、先ほど一番最初に説明した、5年をめどというようなことでございます。

現状と課題については文章を簡単に、それぞれの状況を課題だけを拾い出して書いてございます。

それから取り組むべき課題については、先ほどご説明したアンダーラインを引いたものをそのまま記載してございます。

それから右側にいきまして、基本目標、これがやはり一番の目的でございますので、先ほどご説明したとおり「国籍や文化の違いを尊重し合い、誰もが参加し、協働して、多様性を活かした豊かな地域を創造します」ということで目標を定めまして、それに向かって、下に体系図がございまして、左側に3本、それから真ん中、それから右側にそれぞれ

れやるべき主な施策が記載してございます。

それから一番下のほうに重点事業ということで、それぞれ3つの丸がありますけれども、多文化共生推進月間であるとか、人権啓発、外国籍児童生徒の学習支援、子どもたちの国際感覚の涵養、バイリンガル日本語指導者の育成であるとか、日本語学習のあり方検討というものを記載しているところでございます。

それで、この体系図の右側に書いてある部分の内容については、資料3をごらんいただきますと、ちょっと見にくいかもしれませんが、それぞれ、左から施策目標、それから施策の柱、主な施策については先ほどの体系図のとおりでございます。

それと、この事業という部分について、現在長野県、それからそれ以外のところで把握できる部分について事業を記載してございます。主には市町村も含めて書いてあるんですけども、その中でどんなことをしているかということを中心に書いてございます。

それぞれ課の名前が書いてございますけれども、その名前が書いてあるところがその課がやっている内容ということでございますので、それぞれごらんいただいて、ただ実際にここに書いてあっても、今、予算要求をしている段階でございますので、それぞれの課も含めてこれが全て事業化されるというものではなくて、こういうことができたらいいなということで組み立ててございますので、これは参考にござんただければと思います。

ということで、簡単に雑駁にご説明申し上げますけれども、ちょっとあまり時間もないのでこのくらいにして、あとはご質問ということでよろしくお願ひしたいと思ひます。

では、先生、お願ひします。

○山協委員長

どうもありがとうございました。

審議に入る前に、今日の参加者、出席者の確認をさせていただきたいんですが。これいただいた資料だと2名、飯田さんと根橋さんがご欠席とありますが、あと、あれですか、いらしていない方がどちらの方か、教えていただけますでしょうか。氏原さん、それから小池さん、佐藤さん。

○事務局

全部で、ですから5名の方が欠席でございます。

○山協委員長

そうですね、ですから、今、10名ということで、ちょっと寂しい感じではあるんですけども、この突然の雪なので、やむを得ないのかなと思います。ありがとうございました。

それでは、今、白鳥課長からご説明があった報告書案について、委員の皆さんと意見交換をしていきたいと思ひますが。

まずこの指針、報告書の案の第1章と第2章、ちょっとこれ長いので2つに分けて、最初に第1章、第2章に関してご意見をいただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

ご意見がある方、手を挙げていただきたいと思ひますが、はい、ではどうぞ。

○水本委員

すみません、水本です。基本的な質問で申しわけないんですけども、この指針というのは、長野県の県の皆さんがおやりになる事業といたしますか、それに対する指針ということなんでしょうか。

○山脇委員長

ではお答えいただきたいと思います。マイクを。

○白鳥国際課長

すみません、ご質問の趣旨についてはあれなんですけれども、要するに長野県の考え方を示すということで、どうしても県の事業をたくさん書いてございますけれども、長野県がこういうことをやるので、市町村の皆さんもぜひやってくださいというためにつくっているものというふうにご理解をいただきたいと思います。

○水本委員

要は市町村を含めて行政ということですね。

○白鳥国際課長

それは、申しわけないんですが、一番最後のほうに、15ページに推進体制と役割分担というのがございまして、こちらのほうで、我々のつくった指針をそれぞれの役割分担によって広げていっていただきたいというようなことを記載したものでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○山脇委員長

この施策の体系の中で示された事業案というのが、これは基本的には県が実施する、あるいはすることを検討する、そうした案ということでしょうか。

○事務局

はい、資料3については、県と教育委員会の事業を示したものでございます。

○山脇委員長

ただ趣旨としては、こうした方針のもと、さまざまな県内の関係団体と連携・協力して取り組んでいきたいということでしょうか。

○事務局

資料3については、すみません、警察本部も入っております。県と県警と県教育委員会の事業を、施策のイメージを知っていただくために記載して資料3はつくってございすけれども。

指針の、今の水本委員のご質問については、長野県という地域の基本方針ということでございまして、その中には当然、長野県として施策を展開する内容も一緒に入っております。

すけれども。

ですから、市町村の皆様にも、NPOの皆様にも、事業者の皆様にもこういった方向で取り組んでいただきたいと、そういう指針でございます。

○山脇委員長

いかがですか。

○水本委員

指針はいいんですけども、指針ができた後の施策はどこが主体になってやるのかというのが、これを見ますと、事業の具体的なものはみんな行政になっているものですから、その確認なんです。ほかの事業体もやるのであればもう少し具体的なものに、当然、落ちるとは思うんですけども。これ見ていると、県の、それぞれの国際課ですとか、教育の関係が主体になってやっておられるような気がして、あまり、ここで具体的なものをつくってもしようがない、ということですか。

もうちょっとほかの皆さんも巻き込んでできるものはないのかなというような感じをうけたものですから、ちょっと確認だけです。

○山脇委員長

ほかの皆さんというのは、例えばどういった。

○水本委員

具体的にいえば、私どもは経済団体なものですから、経済団体はどうするかという。

○山脇委員長

ではもっと、いろいろな団体に対しても働きかけをしてほしいと。

○水本委員

これから多分、出てくるとは思うんですけども、ちょっとこの事業内容を見たときには全て県の関係、あるいは行政の関係という話だったものですから、基本的に、それでいいのかどうなのかと確認をしてもらったんです。

○山脇委員長

経営者協会のお立場としては、もっと企業に対しても働きかけがあっていいんじゃないかという、そういうご趣旨ですか。

○水本委員

県民のための指針ということであれば、もう少し、行政だけじゃなくて、ほかの団体への働きかけみたいなのがあってもいいのかなとは思ったんです。

県のほうで考えられて、これからまた下のほうへ落ちてくるのかというふうには思いませんけれども。

○山脇委員長

一応、先ほどちょっとご説明があった15ページの5番の役割分担のところには、(5)で事業者という位置づけがあって、そこに若干ですが、この3行の中に事業者に期待される役割というのが書かれてはいるんですが、もっと具体的なものが本当はあったほうがじゃないかというふうに・・・

○水本委員

これ見ると全然イメージがわからないんです。これから多分、詳細は出てくるかと思えますけれども、ちょっと基本的な質問です。

○山脇委員長

ありがとうございます。何か今の点でコメントがあればお願いします。

○白鳥国際課長

実は、一番最初の第1回の会議のときもちょっとお話したんですけれども、すみません、いらっしゃらなかったらあれですけれども。

まずこの長野県に、今まで多文化共生の、多分明確なものがなかったということがまず1点ございます。今回は指針をつくるということでございますけれども、本来であれば、今、水本委員さん言われたように、いろいろな事業がこの下にぶら下がっているんだと思うんですけれども、それは私たちが考える世界では計画ではないかと思っているんです。

多文化共生はこうやって長野県はやっていくんだという、まず指針を示して、それから市町村であるとか、いろいろな方々にもこの内容を理解した上で、それでこういうことをやっていただきたい、ああいうことをやっていただきたいというものが、先ほどおっしゃられたとおり増えてくれば、今は県のことしかわかっていないので県のことしか書いていないんですけれども、本来、市町村の方も民間の方もいろいろなことをやっていただいております。そういうのをだんだん吸収しまして、最終的にはもうちょっと大きなものにしていければいいなと思っておりますので、その一つの方針ということでご理解いただければと思いますので、はい。

○水本委員

最初の会議に欠席したものですから、すみません。

○山脇委員長

よろしいでしょうか。ありがとうございました。

ほかの委員の方、いかがでしょうか。どなたでも。

もし手が挙がらないのであれば、もう順番に一言ずつでもちょっとご意見をいただいてよろしいですか。飯田さん、いかがですか。

○井田委員

第1章のことですか、1章と2章・・・

○山脇委員長

何かもしご意見、ご質問でもあれば、なければ特に結構ですが。

○井田委員

特にありません。

○山脇委員長

よろしいですか、そうしたら続いていかがでしょうか。

○奥津委員

ちょっとお聞きしたいんですけども、この位置づけについての「しあわせ信州創造プラン」に関しては、平成19年度で見直しを行うと書いてあるんですけども、なぜ5年後になるということがちょっと、もうちょっと具体的に、5年かけて見直しということなのが、もうちょっと。

○山脇委員長

何かエコーがかかっているカラオケみたいなんですけれども、この5年後に見直しをするという趣旨についてもう少しご説明を。

○白鳥国際課長

指針は、やっぱり社会の変化とか、それから状況の変化が当然あると思いますので、これ毎年、当然見直すことは必要でしょうけれども、大きく見直すのはやはり5年くらい、県の5か年計画も大体5年で見直しております。ですから、それと同じように、計画というのは大体5年くらいで見直しておりますので、それに合わせたというものでございます。

ですから、大きな変化があれば、当然、それは指針を変更しなくてもいろいろなことはできるわけですから、これに全て入っているからこれしかできないということではないんです。

○山脇委員長

よろしいですか。ありがとうございます。ではお隣、笠原さん、いかがでしょうか。

○笠原委員

すみません、ちょっと私もあまり細かいことがわからなくて申しわけないんですが。

役割分担、指針をこれをもって役割分担ということで、各市町村ですとか、大学ですとか、事業者さんのほうで、また具体的なことを行っていくということだと思っております。

もし指針を、ちょっとこう、県民などにどのような形で各種の団体さんに告知していくか、これ、例えばこういうのがあるので皆さんやってくださいという格好で、多分、担当者が目を通して、はいはいで終わってしまいそうな感じなんです。

強制力ということではないんですけども、今後、どのように各団体、具体的に行動をお願いするのかというのをちょっと知りたいんですけども。

○山協委員長

では、この点も事務局からお願いできますでしょうか。

○事務局

確かに冊子を送って、例えば市町村に冊子を送って、こういう内容になりましたのご了解、推進方お願いしますみたいな文章だけではだめだと思っております、シンポジウム等を開催して、まずこの指針の内容を、地方公共団体の皆さんと同じような形で、経済団体の皆さんにご案内するというような方法もとってまいります。

ただ一番は、既に長野県内で多文化共生の推進の取組というのは、いろいろな方がいろいろな形で取り組まれておられて、この指針ができたから何かさぼるわけじゃなくて、今までやられている内容を裏づけるといいますか、どちらかというと、そういう面も半分ぐらいあります。

それで、新たな取組として外国籍の県民の方を積極的にとらえていこうとか、少数の皆様に配慮したきめ細かな事業展開をしていただくとか、この指針ならではのちょっと先をいったというような部分もございます。

そのちょっと先という部分については、例えば先ほど水本委員さんからお話しがあったんですけども、この資料3はイメージしていただくために、私ども県と県警と県教育委員会の事業しか載っていないんですが、市町村の、ですから事業は全て載っていません。ですけども、例えば少数に配慮したきめ細かな事業活動の推進ということを県は正式決定、長野県の地域は推進しましょうと県が決めたときに、経済団体の皆様に依頼をさせていただいて、事業者の皆様の活動の中にそうしたことを、少数の方に配慮した事業展開ということをしていただけないでしょうかということ、行政とすると通知とか、そういう形になるとなると、そこからもうちょっと工夫して事業者の方と一緒に、NPOの皆さんが何か取り組んでいただく活動の中に、少数の方に配慮するような工夫を一緒にしていくとか。

こういう方針を出すことによって、すぐに何かが変わるわけでは当然ないんですけども、後押しをする部分と少し先へ進めたい部分については、その少し先へ進めたい部分についていろいろな団体の皆さんと新たな取組をすることによって、浸透させていくということになると思います。

○山協委員長

いかがでしょうか。よろしいですか。

おそらく今の点に関連して言えば、今回、多文化共生の意識づくりというのが重点項目に位置づけられていますけれども、その中で、7月を多文化共生推進月間に指定するという案が入っていますけれども、そうしたキャンペーンといいますかがもしやることになれば、そういった機会を通じて広く県民にアピールしていくことになるのかなと思っていたんですけども、そういったこともお考えであるというふうに理解してよろしいですね。

○事務局

ありがとうございます。

○山協委員長

では、続いてどうぞ。

○賀沢委員

委員の賀沢です。7ページに、外国人住民の持つ多様性を活かしたまちづくりと書いてありますけれども、具体的に外国人がどのように参加するかということをお話しているのか、説明していただけるでしょうか。

○山協委員長

7ページの何行目でしょうか。

○賀沢委員

上から2段目です。

○山協委員長

この線を引いた、ながはま宣言においてはというところですか、そうですね。

これは外国人集住都市会議の宣言の紹介なんですが、長野県としてどういったことをお考えか、多分、この具体的な何か事業があればイメージしやすくなるのではないかと思いますけれども、この点はいかがでしょうか。

○事務局

具体的なイメージというか、事業は特に今のところ、すぐこれというのはいないんですけれども。やっぱり育った環境ですとか、持っているバックグラウンドは皆さんそれぞれ違うものですから、同じものを見たときに感じられることが違って、それが日本人だけの均一性を求める集団というか、そういう集団活動と比べて、いろいろな国籍の方や文化のバックグラウンドがある方がその集団に入って、そういう方の持っていらっしゃる価値観というか、そういうものを共有して行って、その集団として何かやろうとするところに多様性があるのではないかと私は認識しております。

特にどこの国の人はとてもこうだとか、辛いものが好きだとか、そういうふうに一色にできなくて、いろいろなバックグラウンドを持った皆さんが集まって、ですから、ちょっとご質問の答えになっていないかもしれないんですけれども、外国籍の住民の方がお持ちになっているバックグラウンドという、そういうものを地域社会で、日本人の集団と一緒に地域づくりをしていただく中でそこでいろいろな価値観を認めていくという、そこが多様性を活かしたまちづくりということになるのではないかというふうに、私としては認識しているところです。

○山脇委員長

ありがとうございました。資料3の事業体系の中では、一番上の「多様性を活かした地域の創造」の中に、多様性を地域の活力に取り入れる取組の促進という施策の柱があって、その下にまた3つ、主な施策というものが入っているんですけども、おそらくこの分野で、県として具体的にどんなことができるのかということにかかわってくるのではないかなと思うんですが。

私がイメージしている形では、実際の外国人の持つ多様性を活かしたまちづくりというのは、多分、県レベルよりは市町村レベルのほうが、いろいろ具体的にアクションを起こしやすいのではないかと思いますけれども。そうした外国人の力を活かした、そういう取組が県内で、例えば行われているものを県が、例えば情報収集して発信をしていくとか、発表するとか、あるいは県として、何かモデル的な形で外国人の持つ力を活かしたまちづくりの事業を行って、それが県内に広がっていくような、そういったことができるのではないかなというふうに私は思っています。

第1回るときもお話したんですが、これまでの行政の多文化共生指針というのは、困った外国人の人をいかに助けるか支援するかという、そういう観点が強くて、要するに行政、あるいは地域が外国人を助けるという、そっち方向の働きかけが多かったんですけども、逆に、外国人が地域、あるいはまちづくりに貢献する、働きかけるという逆方向の方向性を持った取組というのは少なかったと思いますし、そうした意味で今回の長野県の指針が策定されることになれば、これは日本の多文化共生社会づくりを進めていく上でも、一つの大事なステップになるのではないかなというふうに私は思っています。

では、続いていかがでしょうか。

○春原委員

ちょっと非常に丁寧に、また広範にいろいろなことを取り上げていただいて指針をつくったいただいたということに対しては、現場にいる人間として非常にうれしく思っています。

そんな中で、先ほど来出ておりますが、この外国籍の皆さんは地域の住民、生活者ということで、その住んでいる、居住する自治体との関係、または働いている企業との関係、子供さんが行っている学校との関係ということで、具体的な施策がこれから必要になってくると思いますし、そういう施策がなされるということも承知しております。

そんな中で、15ページでは、推進体制の役割分担ということで、国・県・市町村、事業者、大学、小中学校及び高校というふうにいるいろいろな機関等が出されているんですが、今の当事者である日本人の県民、外国人の県民、その人の部分はここに分けて出さないものなんでしょうか、ちょっとその辺を私はよくわかっていないので素朴な質問をさせていただくわけですが、その辺をお願いいたします。

○山脇委員長

15ページの役割分担の中で、県民という項目が入っていないのではないかなということで、それはどうしてかというご質問かと思います。いかがでしょうか。

○事務局

前回の委員会の際に、委員さんのご発言の中で、県民の役割といったときに、日本人の県民、外国籍の県民の方の役割、それぞれあるというお話し、ご意見をいただきまして、外国籍で長野県内で在住されている皆さんが果たしている役割というのにも明記すべきではないかというご意見をいただきました。

それで、今回、この役割分担を整理していく上で、私どもの中では、県民という出し方が、特に日本国籍の県民の方、外国籍の県民の方と書くのがちょっと抵抗がございまして、そこは分けないほうがいいのではないかと思います、ですから県民の、県民というか住民でもいいんですけども、その県民の方の役割というか、役割というか意識というか、そここのところの書き方がちょっと、ここの推進体制と役割分担という項目で、一人一人の意識というものを書いていくというのはいかがなものかなというふうに、その外国籍の県民と日本国籍の県民の役割ということを考えていくうちに、そこが何となく、ここの中で県民の役割を論じるのはちょっと違うかなと思ひまして、今回、あえて外しております。

ただ、これについては議論があるところでございまして、ほかの県の指針等には、県民の役割というような形で書いてございますので、これについてはまた委員さんにご意見いただいて、書いたほうがよければ、書かせていただければと思ひます。

○山脇委員長

春原さんとしては書いたほうがいいのではないかと、そういうご意見でしょうか。

○春原委員

書いていただきたいと思ひます。だから、外国籍日本人というふうに分けてしまうと、対立構造ができてしまうおそれもあるので、その県民という大きな括りでいいと思ひます。

○山脇委員長

その場合、主な役割としては、何に言及したらよろしいと思ひますか。

○春原委員

平たく言えば、簡単に言えば隣人という、隣人としてというような、そういう意味合いで出てくるかなと。

○山脇委員長

隣人として受け入れるというような趣旨でいいのでしょうか。

○春原委員

はい。

○山脇委員長

それは日本人にとっても、外国人にとっても互いに隣人として・・・

○春原委員

そうですね、ほかの県なんかで出てきますけれども、地域社会の構成員というような言葉が出てきますが、その言葉でいいかと考えていまして、そんなような意味合いで入ってくればいいかなと思います。

○山脇委員長

ありがとうございます。今の点に関して、ほかの委員の方でご意見ありますか。

今のご提案としては、(8)として、やはり県民という項目があったほうがよろしいのではないかというご意見だったかと思えますけれども、いかがでしょうか。

前回のときにはどうなっていたんですか。

○事務局

前回のときには、骨子案だったものですから、推進体制として、個人みたいな県民は入っておりました。そのときに、外国籍の県民の皆さんももっと長野県という地域に貢献できるというお話がございまして、それで国籍、外国籍の方の役割というもの特に書いたほうがいいのではないかというご意見もあったものですから、日本国籍の方の役割、外国籍の方の役割というふうに整理するということかなと思っていたんですが、何となくそこを分けてしまうと、ということで、今回こういうふうにしたんですけれども、前回は一応、県民というか、そういうことで書いてございました。

○山脇委員長

今のご提案としては分けないで、県民として互いに隣人として、あるいは地域社会の構成員として認め合うという、そういう趣旨ですね。

ほかの方、いかがでしょうか。ご意見いいですか。皆さんも加えたほうがよいということでしょうか。加えたほうがよいという委員の方、何人かほかにもいらっしゃいますけれども、どうでしょうか。

○返町委員

事務局さんの今までのご心配された経緯もわかるんですけれども、何となく入れたほうがいいのかないかなという、国から始まって、全て住民も含めてこの指針を支えるというか、そうした方向で進んでいくというつくりのほうが何となくいいのかなという気はします。

逆に委員長さんにお聞きして申しわけないんですが、先生の豊富な経験の中で、何かニュアンス的な、入ったほうがいいのかなんていうのはお聞きしてよろしいのでしょうか。

○山脇委員長

先ほど事務局からもお話しあったと思えますけれども、他県というか、愛知県、長浜市、どちらも入っていましたか、入っていますよね。ですから、別に入っていることがおかしいとか、めずらしいとかということはないと思います。

○返町委員

わかりました。

○山協委員長

ではいかがでしょうか、複数の委員の方から、県民という項目を加えたほうがいいのかというご意見なんです、この点に関して修正ということによろしいでしょうか。

○白鳥国際課長

入れさせていただきますけれども、ニュアンスとしては、県民として、要するにこの指針の内容を十分理解して、それぞれの事業者が行うことについて協力してもらいたいみたいな表現でもよろしいでしょうか。

○山協委員長

先ほどご提案があったのは、互いに隣人として受け入れていくと、同じ地域の構成員として認めるという、そういう意識面でのお話だったかと思えますけれども。

○白鳥国際課長

では、それプラス積極的に参加するみたいな表現も私は入れたほうが良いと思うので。

○山協委員長

それは地域社会の参画ということですか。

○白鳥国際課長

そうですね。

○山協委員長

そうですね、それ特に外国人の方に関してはそういったメッセージも良いと思いますし。では、ちょっとここで細かい文案をつくっていく時間は多分とれないと思いますので、一応、その点に関しては、この後、私と事務局で相談して加筆させていただくということによろしいでしょうか。

○返町委員

お願いします。

○山協委員長

ありがとうございました。では続いて、お隣はいかがでしょう。

○征矢委員

松本市の征矢です。第3章にもう入ってしまっって・・・

○山協委員長

一応、僕としては、1章、2章が、ちょっともうまざってしまったので、もう入れてやりましょうか、もう出した資料を含めて全体で。

○征矢委員

それでは、ちょっと2点ほど、気がついた点なんですけれども。先ほど水本委員さんがおっしゃっていたところをお聞きして、なるほどなと思った部分がありますので、その点について感想を述べさせていただきます。

7ページの下のところの5行なんですけれども、当初は支援施策が主体であったが、今は地域の創造を目指す取組が増えつつあるんだという現状ということで書いてございます。これを踏まえてどうかというところで、その第3章の頭の基本目標になるんだと思いますけれども、もう少しはっきり「長野県は」というような主語を入れて、今までの支援施策だけではなくて、新たな地域の創造を目指す取組を支援していきますとか、そういう形で明確に入れられたらいかかなと思いました。

これはなぜかという、例えば産業界はおそらく就労というような機会をつくるということが、多文化共生に関しては割と主になっているんですけれども、おそらくこの地域の創造を目指す取組につなげるための多文化共生を、どう産業のそのプラスの部分につなげていくかというところが、私たち自治体、市町村としていろいろやっているときに見えにくい、実は見えにくい部分なんです。

足もとにいる在住外国人の方の地域の産業振興というのは、おそらく結びつけば、とても資源になるはずなんですけれども、なかなかそこがプラスにならない、産業化に進まないというところが見えにくいところです。そこが見えるようになると、おそらく就労の機会も一緒に増えていくんだと思っている部分があります。そのバイリンガルである言語の部分もそうですし、感覚の部分もそうですし、ちょっと前回からの中で話したのは、医療通訳も人に頼るだけでなく、おそらく今のことなのでIT化とか、いろいろなタブレットとか、言語で開発する技術というのがあるのではないかという話もありまして、単に在住外国人の支援ということだけで見るのではなくて、ぜひその産業化につなげていくようなところも、長野県としては頑張っていくんだみたいなイメージにつながればいいのかかなと思って、その第3章の頭のあたりにそんなようなニュアンスを含められればうれしいなと思っておりました。

それでもう一つは、日本語の支援、子どもの支援というところで、県のほうでは教育委員会との連携・調整を苦勞されているというふうなお話しも聞いておまして、15ページの役割のところの教育委員会も、もうちょっと明確に教育委員会として出してしまうのか、そこら辺の書き方がもう少しあってもいいかなと思ったところがあります。

それと、(1)として国というふうに書いてありますが、国というところはこういう、うちのほうの長野県のレベルでここまで書いていいのかどうかというところは大丈夫かなというような、私はちょっとそこら辺、お聞きしたいなとは思っておりました。以上です。

○山脇委員長

ありがとうございます。3点、ご意見、あるいはご質問があったかと思えます。

まず第1の点は、7ページの最後の段落に関連してなんですけれども。この書きぶり

としては、やはり客観的な情勢として、自治体の取組を振り返る中で、外国人支援から多様性を活用することにより、新たな地域の創造を目指す取組へのシフトが起きているという書きぶりなのですが、それよりはもう一歩進んで、長野県としてそうした方向性を進めるんだということを打ち出していきたいということだったかと思います。

その場合、ここは指針策定の背景として、まず客観状況を記述する形になっているんですが、ここにそうした長野県の意欲といいますか、意思を書いたほうがいいのか、それおとも、さっきちょっとお話しありましたけれども、その第3章のところでもう少しそういうことを、県としてそういう方向をとりますという意味表明をしたほうがいいのか、その点はどちらでお考えでしょうか。

○征矢委員

書き方だとは思いますが、第3章の頭のところも、これ例えばですけれども「国籍や文化の違いを」というかぎ括弧のところがありますが、ここにも、どうなんでしょう、「長野県は豊かな地域を創造することを応援していきます」とかという主語を入れてしまうとか、多分、そこには県としてだけではなくて、全体としてというところでこのような言い回しになったのかなというところもありますので、そこはちょっとどうなんでしょうか。

○山脇委員長

これ、今、10ページですね。

○征矢委員

10ページです。もし「長野県は」というような主語が書けるとしたら、そういうふうに書いたほうが逆に、長野県はどうなんでしょう、ちょっとそこら辺、教えていただければ。

○山脇委員長

これは県の指針なので、多分、このかぎ括弧のところに「長野県は」という主語がなくても、通常は長野県がこういう地域を目指しますというふうには、多分、伝わるのではないかと思うんですが、より強く県の意欲というか、意思表明をしたほうがいいのかというご意見ですか。

○征矢委員

そうです。

○山脇委員長

そうすると、最後、このかぎ括弧に、「長野県は、国籍や文化の違いを尊重し合い」という、そういうふうなイメージですか。

今の点について、事務局、コメントありますか。

○事務局

ちょっとお聞きしてよろしいでしょうか、今の趣旨を確認させていただきたいんですけ

れども。

どこに書くかというお話と、長野県はもっと踏み出して、県としてこういうふうを書くんだというふうに、もうちょっと明確に打ち出したほうが良いというお話と、その明確に打ち出す中身のことなんですけれども、そこをちょっと確認させていただきたいんですが。

さっき会長さんもお話しになっていたお話で、外国籍の方を活用した産業振興みたいなものを、ですから、今までは支援とかということが主体だったんですけれども、外国籍の方の力を活用して産業振興につなげていきたいと思います、そういう趣旨の多文化共生の推進指針、そういう意味での多文化共生というようなものに、県としては踏み込むというメッセージをどこかに入れたほうが良いということでしょうか。

○征矢委員

メッセージとしては、そういうメッセージを出していただけると、私たちはよりやりやすくなると思います。

○事務局

その場合、それがすぐに就労を促進しなければならないということではなくて、そのメッセージとして、例えば少数の方に配慮したきめ細かな活動というものを推進するとか、そういったことの、皆さんの持っている個性を引き出すことによつての産業振興だとかということに、ちょっと今までの生活支援というようなものから、ちょっと軸足を変えていくというふうにするによつて、うまく産業振興に乗ってつなげられていけば、それが就労促進にもつながるのではないかなというふうなお話しでよろしいのでしょうか。

○征矢委員

就労、産業というのは一部分だけだと思っておりますけれども、つながるでいいのかなと思います。

決してそれだけではなくて、もちろん支援も必要なこともある、あらゆる場面においてそれぞれがそういうプラスの、ポジティブな思想で、ポジティブな考え方でやっていると、そのようなメッセージを送るといふような感じですか。決して産業だけではないということですか。

○山脇委員長

今の点に関連して、11ページの多様性を活かした地域の創造の2番目の項目の中に「多様性を地域の活力に取り入れる取組の促進」として、その2行目ですか、「産業の振興を推進し」という説明文章もあるわけなんですけれども、これではまだ弱いと、もっとより強く打ち出したほうが良いという趣旨ですか。

○征矢委員

私はこれでいいとは思っています。もっとやらなくてはいけないとは思いませんが。

一番最初の第3章の一番頭のところで、少しそういう地域の創造をしていこうというメッセージがあったほうが良いのではないかなと思っております。そんなに私はこだわりません

ので、参考にさせていただいて、それはいろいろ議論をした中であると思いますので、参考にしていただければいいかなと思っています。

○山脇委員長

つまり11ページに位置づけはあるけれども、10ページのほうがより上位の位置づけにあるわけなので、そこに置いてもいいのではないかということなんですか。

○征矢委員

そのくらいの形で持っていければ結構です。

○水本委員

指針の責任を持つためにも、長野県というのを入れたほうがいいんじゃないですか。

○山脇委員長

長野県という主語を入れるということですね。

○水本委員

今、先生がおっしゃったように、これは長野県のものなんですけれども、やっぱり長野県というのを入れることによって県のほうの責任も……

○山脇委員長

それは……

○水本委員

責任に近いものになってくると思いますけれども。

○山脇委員長

そうすると、これは、あれですか、10ページの基本目標のところのかぎ括弧の中に……

○水本委員

そうそう一番……

○山脇委員長

「長野県は、国籍や文化の違いを尊重し合い」というふうに……

○水本委員

そのほうがいいような気がするんです。

○山脇委員長

入れたほうが、よりメッセージ性が強くなるということですか。ありがとうございます。

今、二つの議論が同時に進んでいると思いますけれども。主語としての長野県というのをより明確に打ち出したらどうかということと、それから2番目には、その打ち出すメッセージの後に、打ち出す内容として、外国人住民というのが、長野県にとってプラスの存在であると。そのプラスというのは、いろいろな捉え方があるんですが、その一つとして、長野県の経済にとってもプラスの存在足り得るんだということをより明確に打ち出したらどうかという、二つのご意見がありました。

ほかの委員の方はいかがですか、今の点に関してご意見はありますか。

○水本委員

ここにもグローバル人材の産業振興というふうにありますけれども、この右側の事業を見ただけで、全然産業振興にも何もなってきませんし、あまり大上段に構えないで、将来的にはこういう方向かなというようなことで記載いただくのはいいと思います。

すぐに産業振興につながるとはもちろん思っていませんし、こういうぼかした書き方で私はいいのではないかというふうに思います。

○山脇委員長

では、今のこの案ぐらいの位置づけで当面いいのではないかと、そうですか。ほかの方はいかがでしょうか。

○返町委員

多分、課長さん、松本市の課長さんがおっしゃるのは、1の基本目標の中の「協働して多様性を活用した豊かな地域」、この前回は話題になったというか、議論があったこの豊かな地域、この辺をもっとポジティブな書き方ということで、一つの例として産業というのがあったんですね。そうすると、確かにこの基本目標ということで、今のかぎ括弧の部分でよろしいかと思うんですが。

この「多様性を活用した豊かな地域」という書き方を何かもうちょっと、変えるというか、少し具体性をもたせたほうがいい、いいというか、解決の一つなのかなというふうにも思いました。書き方の話なんですけれども。

目標なので、かぎ括弧の一文一つがよろしいと思うんですが、何となくイメージできるのは、それぞれの文化の違いを尊重し合う、皆様仲よしの、これ今までの取組がまず一つあって、それプラスもう一步、二歩、ステップアップしたものを目指していきましようというようにところを課長さんはおっしゃっていたのかなというふうに思っています。

なので、そうすると、この基本目標は二つに分けたほうが、何か具体的にイメージできるのかなというように気もするんですが、だからといって、ちょっと答えが見つからないんですけれども、いや、目標は一つであったほうがいいということであれば、今、ちょっと議論になっているのは協働、あと多様性、豊かな地域というところがポイントで、ここの書き方を少し、もうちょっとメッセージ力のあるものにしたほうがいいのかという気は今もしています。

○山協委員長

ありがとうございます。もし何か具体的な代案があれば、今回、最後の会議なので、ちょっと案を挙げていただければ、ここでまた具体的に検討できると思うんですが、どうでしょう、どなたか、何かもっとよりポジティブな、より強力なメッセージとなるような表現があれば、それを採用できればと思うんですが。

では残り、4時半終了だと、あと50分弱なんですけれども、ちょっと議論が煮詰まってしまった感じがしますので、ここでちょっと5分だけ休憩をとって・・・

○白鳥国際課長

すみません、残りの2つの質問がございましたので、ちょっとそのことだけお話しをしておきたいんですけれども。

教育委員会のことがありました。これは我々としては、県のくくりの中に教育委員会は当然入っております。先ほどお話しがあったように、我々と教育委員会といろいろあるという話は、これは内部の問題ですから、外に出す話ではなくて内部で十分解決しなければいけない問題ですので、これはもう長野県であり、また市町村であれば、市町村の教育委員会とも連携とっていただくのは当然のことだと思いますので、教育委員会の記述はちょっとどうかなというようなものがあります。

それからもう1点、国の関係の、今、おっしゃっていることは、必要な財政措置を行うという表現等について強過ぎないかということだと思うんですけれども、これ我々も、前段のほうに書いてございますけれども、7県1市でしたか、多文化共生推進協議会でしたか、これで国のほうに毎年、年二回陳情を行って、適切な法律をつくってください、それから予算をつけてくださいというお願いを毎年しておりますので、そういうことを踏まえてこのような、いずれにしてもお金がないとできないことなので、国もしっかり出してくださいということは言いたいということで、こういう記載をさせていただきますので。

特段、わかりませんが、国のほうから怒られるということはないかなという気がしまして、このような記載になっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○山協委員長

では今の点、教育委員会の役割、それから国の役割のところに関しては、今のご説明でよろしかったでしょうか。

ではすみません、ちょっと5分だけ、ちょっと休憩を挟みたいと思います。

(休憩後)

○山協委員長

では皆さん、お戻りでしょうか。会議、再開したいと思います。

先ほど二つの論点といいますか、議論が、ポイントがあったんですが、一つは、この指針の中に、長野県としての強い意思表示があったほうが良いということで、一つの案としては、10ページの基本目標のところにはっきり主語を、「長野県は」というふうに打ち出したらどうかということが一つありました。

それから2番目には、この外国人の存在をプラスと捉えるということをより明確にしてはどうかと。その一つの例が、産業の振興ともかかわってくるのではないかとということのご意見がありました。

まず第1の点に関しまして、では事務局からご意見いただきたいと思います。

○事務局

その長野県としての意思表示という部分でございますけれども、この基本目標と施策目標の書き方を、順番を並べかえるというか、ここで、例えばこれ施策目標については、かぎ括弧の3つのそれぞれ下に解説のようなものを書いてありますけれども、この辺をやめてしましまして、もう施策目標といたらこのかぎ括弧3つが並んでいて、基本目標も並べて、こういう基本目標や施策目標をつくるに至った県としての考えみたいなものを少し、もう1個、その方向性を書くというようなことではいかがかと思えます。

長野県という主語を入れる、入れないについては、ほかの計画等の横並びを見せていただいて、特にどうしてもということはないんですけれども、どうしても入れたほうがいいということであれば、入れることはやぶさかではないんですが。

「長野県は」と逆に入れてしまうと、何となく県の地方公共団体の長野県というもののだけの話みたいになってしまって、あくまでも地域の目標でございますので、その辺がちょっと横並びで検討させていただければと思います。

○山脇委員長

今の点、いかがですか。委員の方、よろしいですか、今の考え方で。

最初のポイントで、こうした施策目標を掲げるに至ったその背景とか解説ということなんですけれども、多分、これはこの報告書の流れの中では、9ページの最後、取り組むべき課題に3つのポイントを整理していて、多分、ここから導き出されてつながってきているのではないかと思いますけれども。

そうするとちょっと、ここに数行、説明があつて、それからまた10ページに、またこの施策目標の解説があるんです。若干、重複するような感じもするので、そのあたりの整理も含めて考えていただくのがいいのかなというふうに思いました。

では今の点に関して、あと何か委員の方からご意見があればいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○水本委員

今、ふと気がついたんですけれども、基本目標に「誰もが参加し、協働して、多様性を活用した豊かな地域を創造します」とあるんですが、施策目標のほうに、「多様性を活かした地域」が出ています。「誰もが参加できる地域の創造」も出ています。ところが、その基本目標にない「自立」というのがそこに急に出てきて、基本目標にある「協働」というのがどこかへ行ってしまっている。ここの整合性といいますか。

○山脇委員長

なるほど。この基本目標と施策目標の関係性ですね。そこが・・・

○水本委員

別にしようがないんでしょうけれども、何かちょっと。

○山脇委員長

そこが、キーワードが、施策目標の中で多様性と参加と自立だとすると、基本目標の中にそれが含まれていたほうがつながりがいいということでしょうか。

○水本委員

何か自立というのが突然出てきたみたいな気がするものですから。

○山脇委員長

この辺はいかがでしょうか。

○事務局

ちょっと調整させていただきたいと思いますが、ただ、その自立というのは、自立支援的なことというのは、この多文化共生のこれまでの取組の一番ベースになる部分でございまして、今、最も課題がある部分というのが、その外国籍県民の自立促進です。その自立促進していただくために、コミュニケーションの支援とか生活支援ということを、ほとんど行政の施策の大部分はこの3番目の課題というか、目標に向けて行われているのが現状でございまして。それを本当は今後の指針とすると、そういう自立して暮らせる地域の創造というものが今の課題に対して一番出てくる話なんですけれども、これから先の目標というふうに考えたときには、それというのは、自立していただくというのがこれから先の目標かなというところで、ちょっとそここのところが合っていない部分です。

基本目標というのは、あくまでも、ちょっとその一番最初のこの指針の位置づけのところで「未来の信州を実現するための指針でございます」というふうにご説明しているところなものですから、現状に対する対応策という施策目標や基本目標ばかりではなくて、少し先んじた施策目標、基本目標にさせていただいて、その基本目標と施策目標がつながっていないんですけれども。ただ実際、誰もが自立して暮らせる地域の創造という部分は、あまりに先んじた指針にしても、どうしてもここというのは現実の施策として一番重要でございまして、どうしても窓口相談とか、今でもコミュニケーションの支援をする必要があったり、生活を支援する必要がある部分ではあるものですから、ちょっとここだけ、確かにおっしゃるとおり、基本目標については掲げられていないところで、もう一つ、その協働という部分が施策目標のところに出てきていないというお話しなんです。随所に連携という言葉を使わせていただいております、その辺で、その基本目標の協働を酌んだ形でいろいろな機関が連携するというところで書かせていただいているところです。

いずれにしても、ちょっと再調整といいますか、整合性が図れるような形で、考えたいと思います。

○山脇委員長

よろしいでしょうか。

○水本委員

ついででいいですか。すみません、本当にくだらない質問で申しわけないですが、資料3の事業のところに、星マークと黒ポツのものがあるんですけども、何かあるんでしょうか、特に。

○事務局

申しわけございません。注釈をつけるのを忘れておりました申しわけございません。

この星マークは、今回の指針を受けて、国際課のほうで新たに事業展開をしていこうとしているもの。

○山脇委員長

新規事業ですか。

○事務局

そうですね。黒ポツについては既存の事業ということでございます。申しわけございません。

○山脇委員長

よろしいですか。ありがとうございました。

では、後はまだご意見をいただいている方が、お一人ですね、村松さんお願いいたします。

○村松委員

この今日資料いただく前に、各委員にメールで資料が、内容が届いておりましたので、拝見をして目を通させていただいて、一部、事務局のほうにお話しは既にしてございますが、ポイントだけちょっと申し上げたいと思うんですが。

先ほど水本委員からお話しがあったことと非常に関係することでございますけれども、この資料3は、参考までに出されているというふうにお聞きしているんですが、最終的にこの指針の中にはこれが入るのかどうかというのはちょっと確認していないんですが、むしろ資料2で十分というか、いいのかなという感じもしておるんですが。

いずれにしても、指針というものが正式に出ると、長野県の全ての県民は誰もそれは目にすることができるというようなことになろうかと思うんですが、その場合に、この長野県全体の取組といいますか、方向性を示すものとして指針があるとすれば、その中には、県が独自に取り組むべきことと、それから県と関係する組織、団体、市町村が連携をして取り組むべきこと、それから県は直接的には取り組まないけれども、例えば市町村とか、関係する団体に取組を奨励するとか、督促するとか、要求するとか、そういうようなものというようなものが全て入ってくるんだろうというふうに思うんですが。

で、この資料3は、そういうことで県が今やっているもの、あるいはやろうとしている

ものを一応外したということであれば、それはよくわからないんですけども、参考資料として載っているのかなと思うんですが。

最終的な指針の中には、今の資料2の中で主な施策になっていますが、そういう施策がどこが担当するのかというようなものをつけていただければ、具体的にそれがどこにかかわってくるのかというようなことが見えてくるのではないかと思いますので、できましたら資料2にそういう主な施策の後に、そういう取組の主体がどこかというようなものを入れてもらったほうがよろしいのではないかと思います。

それから、今、事務局のほうから、10ページのこの施策目標のこの下のほうのもの、削除するというお話がございましたんですが、それはそういう理解でよろしいですか。

○山脇委員長

つまりご質問は、では2つでよろしいですか。わかりました。では2つ目から、先ほどの施策目標のところのこの3行の文章をどう見直すかということ、もう一度、確認をお願いいたします。

○事務局

削るといふか書き直すといふか、項目を、今は、この施策目標のかぎ括弧の下に書いてあって、例えば多様性を活かした地域の創造と、ここにその「外国籍県民が活躍できる社会を目指し、多様性を受け入れ、社会のあり方を見つめなおしていくことは、女性や高齢者も含め、誰もが活躍できる社会の実現につながります」と書いてあるんですが。こういう項目をこういう形で書くのではなくて、先ほど征矢委員さんからあったお話を踏まえますと、こういう書き方はやめておいて、長野県のその意思表示といふか、方向性ということを示すような文章を考えて入れてはどうか。

この施策目標をもっと、昨日、委員さんからご指摘いただいたような、もっと多様性を活かした地域の創造というものについて、具体的にこういうことだといふような例示は例示でまた別に考えたらよろしいのではないかと思いますけれども。

○山脇委員長

いかがでしょうか。

○村松委員

ええ、そうしていただければ、目標といふのを明確に、多様性を活かした地域の創造についての具体的な目標という形で示していただければ、そのほうがよろしいと思います。

○山脇委員長

ありがとうございます。あと第1の点に関しては、まずこの資料3の位置づけです。これが今回の指針の中に含まれてくるのかどうかということと、もし含まれないとした場合に、資料2のこの体系の図式の中で、主な施策を実施する主体を記述、明記したほうがいいのではないかというご意見だと思うんですが、では、その点についてお願いいたします。

○事務局

資料3については、これは指針の中身をイメージしていただくために、今回の委員会の限り出ているものでございまして、指針を策定して、県民の皆さんにごらんいただく際には、この資料3は考えておりません。というのは、これはあくまで県と県警と県教育委員会の事業を並べてあるだけでございますので、先ほどからお話しさせていただいており、この指針というのは、長野県という地域で取り組まれる多文化共生の取組の方向性を示しておりますので、市町村の取組やNPOの皆さんの取組や、事業者の皆さんの取組とかが、また学校の取組とか、いろいろなものが抜けてしまっているものですから、これは今日限りというか、この委員会限りの参考資料でございます。

それで資料2のほうは指針という、冊子になりますので、それをごらんくださいといってもなかなか読んでいただけないだろうという中で、この資料2を、要約版といいますか概要版として、これは指針を公表する際に一緒に公表させていただきたい資料です。

それで、ただ主な施策の右側に、例えばですけれども多文化共生推進月間の実施というふうに書いてありますが、これは県がやろうとしていることでございますが、これは県が予算をとってやろうとしていますが、実際やるのは、みんなが、県であり、市町村であり、関連するNPO法人であり、事業者であり、県民一人一人であり、学校であったりするかもしれないので、ですからこういう、これについて、この事業を誰がやるというふうに特定して書くことがちょっと難しいかなと思っております。

概要版の中身のほうを見ると、中身のほうを見てもしっかり誰がやると書いてあるわけではないんですけれども、この資料2の中にそういったことを明記していくのはちょっと難しいかなということで、特に県だけがやるだけではなくて、県や市町村やいろいろな、NPOの皆さんや支援団体の皆さんがいろいろな形で取り組んでいらっしゃることなものですから、例えば防災の話についても、いろいろな主体がいろいろな取組をさせていただいています。ですから、それを、これは誰がやるんだというふうにちょっと特定するような書き方にはちょっとしづらいかなというふうに考えております。

○山脇委員長

今の点はいかがでしょう。

○村松委員

おっしゃることはわかるんですけれども。そうすると、具体的に例えば市町村、あるいはそれぞれの団体は、こういう指針から、では私たちは具体的にその中で何をやっていこうと、そういうふうに取り取っていくという、基本的にはそういう考え方ということによってよいのでしょうか。

○白鳥国際課長

先ほどちょっと説明したんですけれども、市町村の、先ほどうちの小林のほうからお話し申し上げたように、この指針を策定後に、シンポジウムをやったり、あるいは市町村の担当者の皆さんに説明会を開いたり、研修会をやる中で、県としてはこういうふうな指針を考えているので、皆さん方はできることからやっていただいて、最終的には、やはりこ

の指針に沿ったような形にさせていただきたいというお願いをこれからしていきたいと思っていますので、この文章を見て勝手に理解してどうぞというわけではなくて、やっぱり指針のPR、啓発をしないと、村松委員さんがおっしゃるとおりになってしまいますので。

やっぱりただ書いてだけではなくて、しっかり我々としては、この中身はこういうことなので皆さん一緒にやりましょうと、そういう話をしていきたいと思っていますので、そういう形で周知はしていきたいと思います。

○村松委員

ありがとうございます。それでは、これからいろいろな取組を具体的に継続、この指針をベースにした取組をやっていこうという、そういう理解ということでよろしいですね。

○白鳥国際課長

そういうことです。つくっただけではなくて、実際にこれからいろいろやっていくということが大原則でございます。

○村松委員

ありがとうございました。

○山協委員長

よろしいですか、ありがとうございました。これで一応、一周回ったわけなんですけれども。

1点、15ページの確認なんですけど、先ほど教育委員会の役割に関してご質問があったんですが、事務局の説明としては、この(2)の県の中に含まれるという、そういう趣旨だというお話だったんですが、そうすると、15ページの推進体制と役割分担の中の1行目に、「国、県、市町村、教育委員会」というふうに、ここに教育委員会という言葉が出てくるんですが、これは削除したほうがよろしいですか。

○白鳥国際課長

事務局案としては削除したいということでございます。

○山協委員長

わかりました。多分、ちょっと本文の説明と一体、趣旨一貫させるためには、多分、これはとったほうがよろしいですね。多分、ここで言う、国、県、市町村の県の中に、あるいは市町村の中に教育委員会も含まれるという解釈になるものですから、ではここは削除でよろしいでしょうか。

○出席者一同

異議なし

○山協委員長

ありがとうございました。

それでは、あとほかに、残り時間があともう少しありますけれども、今までのご議論の中で気づいた点、あるいはまだ議論されていないところで、ご質問やご意見があれば自由にお願ひしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○水本委員

一ついいですか、私ばかりしゃべっていて申しわけないんですけども。

実は、昨日長野県の労働局の会議がありまして、その中で外国人の定住促進というような話題も。職業訓練センター等で外国人、3カ月の技術指導をやっているんですけども、なかなか正社員にもなれないとか、就職そのものもないというようなことなんです。

このアンケートの中身も、私、見ないで言っているんですけども、現実、生活支援の中でやっぱり就労というところがかなり大きなウェイトを占めるのかなというふうには感じています。

そういう意味で、くだらない話なんですけれども、生活相談業務の現実のその下あたりに、もう少し労働雇用相談とか就労促進とか、その項目を上のほうに持ってきていただいたほうがいいのかというのが、個人的な感想なんです。

○山協委員長

今のは、何ページになりますか。

○水本委員

資料2のところですね。いや、14ページでいいです。一緒です。

○山協委員長

指針案の14ページ、この体系図の中の。

○水本委員

この中の誰もが自立して暮らせる地域の創造の生活支援、そこの中に4項目ありますけれども、一番最後のほうにあります「労働雇用相談、就労促進」、これをもう少し上のほうに持ってきてもらえないかと。

○山協委員長

上というのは、この4つの順番で4番目にありますけれども、もっと上位に上げたほうがいいんじゃないかと。

○水本委員

生活相談の後あたりか、一番上に持っていくとか。

○山協委員長

一番上。

○水本委員

生活支援というのは皆さん、外国籍の皆さんのニーズとして何が一番多いのかによりまずけれども、ちょっと私、そこら辺は勘案せずに、昨日、ちょっと労働局に話を聞いていてそんな感想を持ったんですけれども。

○山協委員長

この点に関しては、ほかの委員の方はいかがでしょうか。

生活支援の中で、特に労働というのは重要な分野で、ある意味、優先度も高いのではないかと、今、4つの項目の一番下ですが、一番上に上げてはどうかというご提案だったんですが、ほかの委員の方はいかがですか。

委員の方は賛成ですか。賛成ですか、いかがですか、事務局としては。

○事務局

承知しました。

○山協委員長

そうすると、その場合、長野県としても、この就労支援に今後、プライオリティを置いていくという、そういう一つの意思表示にもなるかと思うんですが、その点はよろしいでしょうか。

○事務局

その就労促進については、具体的に国の労働局と情報交換等してはいますが、直接、県としてこれだという施策が今のところ打ち出せずしております。それでこんな順位になっております。

それで、これについては産業労働部のほうで、直接就労支援というようなことではないんですけれども、県としての直接の事業はないんですけれども、ほかの施策等ともあわせて考えて、もうちょっと、確かにJICE（日系人就業準備研修）という、そういったJICEがやっている就業準備研修等の活用促進とか、あの実施についても、私どももご相談いただいたり、市町村の皆さんにもご協力いただいたりしてやっているんですけれども、あれをもうちょっと就業につなげるようなやり方を工夫するとか、そういうためにちょっと私ども協力させていただくとか、そんなような形で就業促進を図るというようなこと等、その辺を考えながら順位を上げたいと思います。

○水本委員

役割分担なら国も入っており、労働局は国の機関だから、それは特に、県だけというふうに考える必要もないと思うんです。

○山協委員長

資料3の中には、この労働雇用相談、就労促進の新規事業として、外国籍県民の就労状況の把握というのが入っているんですけども、これはどういった内容でしょうか。

○事務局

これは技能実習制度の、私どもいろいろな生活相談を相談員の皆さんが受けている中で、技能実習についていろいろな話題をお聞きしています。ただ、実態として個別例をたまに聞く程度でございまして、長野県内、総数として入国、在留資格別の人数等で技能実習生の方が何人いらっしゃるのかということはわかるんですけども、本当のその技能実習の実態みたいなものはちょっとつかめずにおりまして、そういったことをある程度把握していないといけないのかなという、これはその生活相談の中の、特に多文化共生暮らしのサポーターの皆さんからの相談内容等の中で、その技能実習にかかわる諸問題があるものですから、そういった技能実習絡みの就労状況を把握したいというのが一番なんですけれども。

あともう一つは、一番上のほうに、多様性を活かした地域の創造というようなことで、外国籍の皆さんが就労されている事業所について私ども知るすべがなく、どこの事業所さんにどれくらいの方がいらっしゃるのか全然わからない状況です。労働局さんに教えてくださいといっても、なかなか教えていただけなかったりするので、経営者協会さん等にご協力をいただいて、できれば何か実態調査してどうこうというのではないんですけども、就労されている外国籍の方が大勢就労されている会社さんを教えていただければ、その外国籍の社員さんにまたご活躍いただいている様子をPRさせていただくとか、そんなこともできるので、その技能実習のこと、活躍している外国籍の県民の方の発掘みたいな、それとそれにかかわっていらっしゃる事業所さんとの連携みたいなことを探っていきたいということで、こういうふうにあります。

○山協委員長

ありがとうございます。そろそろ終了の時間が迫ってきましたけれども、まだ何かご発言がなく、これはぜひご発言したいという項目があればお願いしたいと思います。

ほかにございませつか。よろしいでしょうか。

○賀沢委員

現在ハローワークでも外国籍の相談を、受けております。外国籍の場合、雇用が3カ月間の場合も結構あります。3カ月だけですとなかなか生活を、計画立てたりできないので、それについて何かいい方法がないのかなと、いつも思っております。

先日、国民年金と健康保険について、外国人のために説明会を開きました。派遣会社に雇用されている外国籍はなかなか厚生年金には加入してもらえないケースもあり、また、それについて相談すると解雇されるのではないかと心配もあってなかなか相談もできないと、悩んでおりました。

そういう点についても安定した雇用につながれば、外国籍も日本で楽しく生活できるのではないかと思います。

○山脇委員長

ありがとうございました。私も今の点で何か、事務局のほうからコメントございますか。

○白鳥国際課長

今のお話は、私たちも外国籍の皆さんの各会議等に出ていくと、やはり同じような言葉を聞きますので、その辺のことは理解しながらこの指針をつくっていきたいと思います。

○山脇委員長

ありがとうございました。あといかがでしょうか。この会議、今回最終回になってしまおうんですが。

○村松委員

1点だけ、先ほどの流れの中で、報告書をパブリックコメントにかけるというお話してしたんですけども。我々委員としての意見を言うのはこの場で終わりということになるんでしょうか、その辺の流れについて、ちょっとお尋ねしたい。

○白鳥国際課長

まず本日のご意見を踏まえて一回修正させていただきます。それをまた委員の皆様、山脇委員長さんにご相談した結果をまた皆さん方にお戻しをしてご意見を伺う。その最終的なものを、我々としては長野県の指針としましてパブリックコメントのほうへ出しますので。

今日の会議で、これ以後、誰にも聞かないということではなくて、また後で説明しようと思っていたんですけども、何度か委員の皆様方のご意見を聞く機会、1月の大体中旬ぐらいまでにパブリックコメントをやりたいと思っていますので、聞く機会を設けたいと思います。

○山脇委員長

その前ということですね。

○白鳥国際課長

そうです。その前に。

○山脇委員長

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか、よろしいですか。はい、ありがとうございました。

それでは終了時間も迫ってきましたので、本日の意見交換、ここまでにしたいと思いません。

今、課長からもご発言がありましたけれども、本日、幾つか修正の提案があったかと思っています。ちょっと一つ一つ記憶していませんが、ちょっと事務局できちんと皆さんの修正

案を記録していただいていると思いますので、その点に関して、改めて私と事務局で最終文案を修正案を用意したいと思います。それができ次第、皆さんにお送りしてごらんいただきましてご確認をいただき、その上で、今、お話しあったように、次のステップとしてパブリックコメントにかけていただくことになるかと思います。

それでは、これをもちまして本日の審議を終了したいと思います。議事進行を事務局のお戻しいたします。

3 その他

○事務局

山脇委員長先生、ありがとうございました。

今、スケジュールについては、私どもの課長と先生からもご案内をいただきましたので、一応、何度かというか、1月中旬から県の指針案のパブリックコメントでございます。今日ご審議いただいているのは、委員会の策定委員会の報告書でございますので、その報告書の最終版を、山脇先生と私ども事務局で調整したものをお送りさせていただいてご確認をいただいて、それを私どもとすると県の指針案というふうにさせていただいて、パブリックコメントに関して行いまして、またそこで県民の皆さんからご意見が出てまいりますので、再調整いたしまして、3月、年度内には県の指針として決定していきたいというふうに考えているところでございます。

今日、ご欠席されている委員の皆さん5名いらっしゃるの、今日の議論の内容も踏まえた内容のものを資料とともにお送りして、今日欠席されている委員さんにもご意見をちょうだいする予定であります。

何か、委員さんからございますでしょうか。

4 閉 会

○事務局

それでは、以上をもちまして終了させていただきたいと思います。

これからまたメール等でご連絡させていただくこともあると思いますので、ご協力をお願いいたします。

どうも天気の悪い中、お越しいただきましたこと、本当にありがとうございました。